

春日井市新型コロナウイルス感染症対策ふるさと納税対応設備投資 支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う需要低迷のなか、中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）のふるさと納税を活用するための設備投資を支援することにより、雇用の確保及び事業の継続を図るため、予算の範囲内において春日井市新型コロナウイルス感染症対策ふるさと納税対応設備投資支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者は、次のいずれにも該当する中小企業者（個人にあつては、営利を目的とし税務署に届出のある者に限る。）とする。

- (1) 市内に事業所を置き、事業を行う者であること。
- (2) 春日井市暴力団排除条例（平成23年春日井市条例第28号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業は、製品又はサービス（以下「製品等」という。）をふるさと納税の返礼品として提供するために必要な設備又は器具備品（以下「設備等」という。）の取得とし、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内において自己の用に供するために令和2年10月1日から令和3年3月31日までに取得する設備等であること。
- (2) 当該製品等をふるさと納税の返礼品とすることについて、市が確認していること。

- (3) 春日井市商工業振興条例（昭和62年春日井市条例第13号）に基づく助成金
その他の市が支給する助成金等の交付を受けるものでないこと。

（助成対象経費）

第4条 助成金の対象となる経費は、前条に規定する事業を行うために助成対象者が支払った経費で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) ふるさと納税の返礼品の製作等に使用する設備等購入費
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、前条に規定する経費の合計に100分の50を乗じて得た額以内とし、1事業者につき、500,000円を限度とする。

- 2 前項に規定する助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、春日井市新型コロナウイルス感染症対策ふるさと納税対応設備投資支援事業助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、助成対象事業の着手30日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) ふるさと納税返礼品申請確認承諾書（第3号様式）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付を適当と認めたときは、速やかに助成金の交付の決定をし、春日井市新型コロナウイルス感染症対策ふるさと納税対応設備投資支援事業助成金交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知しなければならない。

- 2 市長は、交付の決定をする場合において、交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(計画変更)

第8条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、助成対象事業等の計画を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、直ちに市長に対し、春日井市新型コロナウイルス感染症対策ふるさと納税対応設備投資支援事業等計画変更・中止・廃止承認申請書（第5号様式）を提出し、承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する軽微な事項の変更については、この限りでない。

- (1) 設備等の取得年月の変更
- (2) 中小企業者（個人を除く。）の代表者の変更
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認めるもので、助成金額に影響がない変更

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、又は必要に応じ現地調査等を行い、適当と認めたときは、前条第1項の決定を変更し、春日井市新型コロナウイルス感染症対策ふるさと納税対応設備投資支援事業助成金変更・中止・廃止決定通知書（第6号様式）により、申請者に通知しなければならない。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、助成対象事業が完了したときは、市長の定めるところにより、春日井市新型コロナウイルス感染症対策ふるさと納税対応設備投資支援事業実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添付して、令和3年3月31日までに市長に報告しなければならない。

- (1) 事業内容報告書（第8号様式）
- (2) 助成対象事業に係る経費の支払等を証明する書類の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定等)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該助成事業の成果が助成金

の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、春日井市新型コロナウイルス感染症対策ふるさと納税対応設備投資支援事業助成金額確定通知書（第9号様式）により、交付決定者に通知しなければならない。

（交付の請求）

第11条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、請求書（第10号様式）を速やかに市長に提出するものとする。

（助成金の交付）

第12条 市長は、前条の規定により提出された請求書に基づき、助成金を交付するものとする。

（助成金の交付決定の取消し及び返還）

第13条 市長は、助成金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱又は助成の目的、交付決定の内容若しくはこれに付された条件に違反したとき。
- (2) 助成対象事業を休止又は廃止したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

2 前項第1号及び第3号の規定により助成金を返還させる場合における返還額は全部とし、同項第2号の規定により助成金を返還させる場合における返還額は、次の各号に定める期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 事業開始から1年未満の期間に取消しがあった場合 100分の100
- (2) 事業開始から1年以上2年未満の期間に取消しがあった場合 100分の80
- (3) 事業開始から2年以上3年未満の期間に取消しがあった場合 100分の60
- (4) 事業開始から3年以上4年未満の期間に取消しがあった場合 100分の40
- (5) 事業開始から4年以上5年未満の期間に取消しがあった場合 100分の20

(財産処分の制限)

第14条 交付決定者は、助成対象となった設備等については、助成金を最初に受けた年度から5年を経ないで助成目的以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの要綱の規定により交付決定された助成金については、この要綱の規定は、同日後もなおその効力を有する。

年 月 日

（宛先）春日井市長

申請者

住 所

氏 名

印

（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

春日井市新型コロナウイルス感染症対策ふるさと納税対応設備投資
支援事業助成金交付申請書

助成金の交付を受けたいので、春日井市新型コロナウイルス感染症対策ふるさと納税対応設備投資支援事業助成金交付要綱第6条第1項の規定により次のとおり申請します。

なお、助成対象の事業は、春日井市商工業振興条例に基づく助成金その他の市が支給する助成金等と重複して助成金の交付を受けるものではありません。

1 助成金交付申請額 円

2 助成対象事業

3 添付書類

第2号様式（第6条関係）

事業計画書

申請者名	
助成対象事業	
事業期間	
製品等の名称	
製品等の内容	
事業費の内訳（単位：円）	
事業費の合計（単位：円）	
備考	

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

申請者

住 所

氏 名

印

（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

ふるさと納税返礼品申請確認承諾書

春日井市新型コロナウイルス感染症対策ふるさと納税対応設備投資支援事業助成金交付要綱に基づく助成金の申請に当たり、春日井市が、ふるさと納税返礼品申請を確認することを承諾します。

第 号
年 月 日

様

春日井市長 印

春日井市新型コロナウイルス感染症対策ふるさと納税対応設備投資
支援事業助成金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった春日井市新型コロナウイルス感染症対策
ふるさと納税対応設備投資支援事業助成金については、春日井市新型コロナウイ
ルス感染症対策ふるさと納税対応設備投資支援事業助成金交付要綱第7条第1項
の規定により、次のとおり交付することに決定します。

1 助成金の額 円

2 助成対象事業

3 条 件

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

申請者

住 所

氏 名

印

（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

春日井市新型コロナウイルス感染症対策ふるさと納税対応設備投資
支援事業等計画変更・中止・廃止承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった春日井市新型コロナウイルス感染症対策ふるさと納税対応設備投資支援事業助成金について、次のとおり計画を変更・中止・廃止したいので、春日井市新型コロナウイルス感染症対策ふるさと納税対応設備投資支援事業助成金交付要綱第8条第1項の規定により承認してください。

- 1 変更・中止・廃止の理由
- 2 計画の変更・中止・廃止の内容

第6号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

春日井市長 印

春日井市新型コロナウイルス感染症対策ふるさと納税対応設備投資
支援事業助成金変更・中止・廃止決定通知書

年 月 日付け 第 号で通知した春日井市新型コロナウイルス感
染症対策ふるさと納税対応設備投資支援事業助成金に対する助成金の交付決定を
次のとおり変更・中止・廃止します。

- 1 変更・中止・廃止決定の額 円
- 2 計画の変更・中止・廃止の内容
- 3 条 件

第7号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

申請者

住 所

氏 名

印

（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

春日井市新型コロナウイルス感染症対策ふるさと納税対応設備投資
支援事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定を受けた春日井市新
型コロナウイルス感染症対策ふるさと納税対応設備投資支援事業を完了したので
春日井市新型コロナウイルス感染症対策ふるさと納税対応設備投資支援事業助成
金交付要綱第9条の規定により次のとおり報告します。

1 事業実績

2 添付書類

第8号様式（第9条関係）

事業内容報告書

申請者	
助成対象事業	
事業期間	
製品等の名称	
製品等の内容	
事業費の内訳（単位：円）	
事業費の合計（単位：円）	
事業の成果	
備考	

第9号様式（第10条関係）

第 号

年 月 日

様

春日井市長

印

春日井市新型コロナウイルス感染症対策ふるさと納税対応設備投資
支援事業助成金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった事業については、次のとおり助成金の額を
確定します。

1 助成金の額 円

2 助成対象事業

3 条 件

第10号様式(第11条関係)

請 求 書

年 月 日

(宛先) 春日井市長

請求者

住 所

氏 名

印

(法人の場合は、名称及び代表者氏名)

年 月 日付け 第 号で通知のありました助成
金について次のとおり請求します。

請求金額 金 円

口座振込依頼

振 込 先	銀行 信用金庫			支店
預 金 種 別	当座・普通	口座番号		
フリガナ				
口座名義人				